

鹿嶋市資金運用方針

(目的)

第1条 この方針は、鹿嶋市の資金の運用に関し、基本となる事項を定めるものとする。

(資金の範囲)

第2条 この方針に基づき運用を行う資金は、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金とする。

(運用の基本)

第3条 資金の運用に当たっては、安全性及び流動性を確保することを基本とし、効率性の追求に努めなければならない。

(運用の対象)

第4条 資金の運用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金は、預金による運用を基本とする。ただし、支払準備資金に支障がない場合は、短期国債等の債券で運用することができる。

(2) 基金は、預金による運用を基本とする。ただし、資金運用の安全性及び効率性を確保するため基金の一部について、債券により運用することができる。また、定額運用基金を除く積立基金については、一括して運用を行うことができる。

(運用体制)

第5条 資金運用は、資金の保管に関する会計管理者の事務を所管する出納室において、これを処理する。

(資金運用委員会)

第6条 この方針に基づく運用を円滑に行うため、鹿嶋市資金管理に関する運用委員会を設置する。

(運用の協議)

第7条 資金の運用を行うに当たっては、必要に応じ、資金運用委員会に協議をする。

(法令の遵守等)

第8条 資金の出納及び保管に関する担当者は、資金の管理運用に関する法令等を遵守し、預金先金融機関等の経営状況及び金融情報の把握に努め、常に職務上必要な注意義務を果たさなければならない。

(運用方針の見直し)

第9条 この方針は、経済情勢の変化に応じ、随時、必要な見直しを行う。

(運用の細目)

第10条 資金の運用を適切に行うため、運用の細目として、運用基準を別に定める。

(企業会計における適用)

第11条 第3条、第6条、第7条及び第8条の規定は、企業会計の資金運用についても適用する。

附 則

この方針は、平成15年1月6日から施行する。

附 則

この方針は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年3月1日から施行する。